

7 費用負担の基本的な考え方

水道事業体の財源は「受益者負担」の原則により徴収される水道料金であることから、地震等緊急時に他の水道事業体に対して応援を行った場合の費用負担は、応援水道事業体の水道の利用者である受益者の利益を損なわないものとするべきである。

したがって、応援水道事業体が応援を行うに当たり特別に費用を要した場合には、その費用は受援水道事業体の負担とするのが、費用負担の基本的な考え方である。ただし、職員の人件費等(給料等)で応援水道事業体が平常時から必要とする費用は、応援活動に係った費用であっても、応援水道事業体の負担とする。

また、応急給水及び応急復旧に要した費用については、国による財政措置が適用される場合があるため、その仕組みをあらかじめ理解しておくことが重要である。

【この節の内容】

- 7-1 応急給水・応急復旧における費用負担
- 7-2 派遣のキャンセル費用等の取り扱い
- 7-3 先遣調査隊の派遣に係る費用負担
- 7-4 現地調整隊・広域調整隊の派遣に係る費用負担
- 7-5 中継水道事業体・支援拠点水道事業体の費用
- 7-6 応急給水に係る費用精算
- 7-7 応急復旧に係る費用精算
- 7-8 応急給水・応急復旧費用に対するその他の財政措置

7-1 応急給水・応急復旧における費用負担

各費用科目に関する負担の基本的な考え方は次のとおりとする。

なお、「技術的支援」又は「物資・資機材等の提供」等を行った場合も、次に準ずる。

(1) 人件費等

応援職員の人件費等のうち、その職員の職員たる身分に基づき(応援の有無にかかわらず本来のものとして)支給されている給料及び手当は応援水道事業体の負担とするが、応援活動に伴い別途支給される超過勤務手当等の手当及び旅費については、受援水道事業体の負担とする。

(2) 材料費

応急復旧に使用する材料の調達等に要する費用は、全て受援水道事業体の負担とする。

(3) 工事請負費

応急復旧に従事した工事事業者に支払う工事請負費は、受援水道事業体の負担とする。なお、工事請負費の算定に当たっては、地理的要件、気候的要件に加え、作業の困難度及び効率性に影響を与える諸要件(工事の規模、所要日数等)等を十分に考慮しながら、実情に応じて適正に行うものとする。

(4) 委託費

応援活動に当たり、漏水調査業務や応急給水等で民間業者を随行させた場合に支払う委託費は、受援水道事業体の負担とする。

(5) 車両、機材等の費用

応援に要した車両、機材等の燃料費、修理費、賃借料は、受援水道事業体の負担とする(機材や物資を輸送するため車両を賃借した場合を含む)。また、寒冷地等被災地の地理的要件、気候的要件によって応援活動を行うにあたり、特別に必要なとなる装備等に係る費用についても、原則として受援水道事業体の負担とする。

(6) 滞在費用

応援職員の被災都市等での宿泊や食料に係る経費は受援水道事業体の負担とし、それを補完する目的で応援職員が携行する食料や生活用品等については、受援水道事業体の負担とする。

(7) その他事務費等

応援に要する消耗品の購入費や関連経費は、受援水道事業体の負担とする。

(8) 補償関係費用

応援職員の被災補償費は出張中の公務災害補償に係るものであり、受援水道事業体の負担となるが、応援職員の傷病に対する応急的な処置に係る費用については、受援水道事業体の負担とする。

また、第三者に損害を与えた場合の補償金は、応援作業中のものは受援水道事業体が負担し、受援水道事業体への往復途上のものについては受援水道事業体が負担する。

(9) その他留意事項

応援水道事業体が応援を行うに当たり特別に費用を要した場合には、その費用は受援水道事業体の負担とするのが基本であるが、その費用について、応援水道事業体は応援を行うにあたり必要最小限となるよう配慮する必要がある。

また、地震等緊急時対応は様々な要因に左右されるものであるため、基本的な考え方によらない処理が必要となる場合がある。その際の費用負担は、応援水道事業体及び受援水道事業体の協議により決定するものとする。

以上の基本的な考え方を踏まえ、表 7-1 に具体的な費用の負担区分を示す。

表 7-1 費用の負担区分一覧

| 費用 | 受援水道事業体が負担する費用 | 応援水道事業体が負担する費用 |
|---------------|---|---|
| 人件費等 | 超過勤務手当、深夜勤務手当 特殊勤務手当 管理職員特別勤務手当 旅費(日当含む) | 給料 地域手当等基本的な手当 |
| 材料費 | 継ぎ手、直管、異形管 弁栓類、弁きょう、鉄蓋類 等 | |
| 工事請負費 | 工事請負費(材料費、労務費、機械 器具損料、滞在費、諸経費等) | |
| 委託費 | 委託費(漏水調査業務等) | |
| 車両、機材等の 費用 | 燃料費(ガソリン、軽油) 修理費 賃借料 輸送料 寒冷地等に必要な装備等(スタッ ドレスタイヤ等の賃借料等) | 損料 |
| 滞在費用 | 食料費(弁当等) 宿泊費(仮設ハウス設置費用、ホテ ル等宿泊費) | 携行する食料費 携行する寝袋、テント等 被服(防寒服・割当のない職員分・ クリーニング代) 生活用品、その他福利厚生費 |
| その他事務費等 | 写真代「工事確認用」 作業用消耗品 通信費 消火器 地図 コピー代 | 写真代「記録・報告・広報用」 その他事務用品 |
| 補償関係費用 | 応援職員の傷病に対する応急的な 処置に係る費用 第三者に対する損害賠償金の負担 「応援作業中の事故等」 | 応援職員の災害補償費 「出張中の公務災害」 第三者に対する損害賠償金の負担 「往復途上の事故等」 |

7-2 派遣のキャンセル費用等の取り扱い

現地における応援隊の作業待機や派遣の取りやめに伴って費用（旅券・宿泊施設のキャンセル料等）が発生し、当該待機又は取りやめが受援水道事業体の指示によるものである場合、その費用については受援水道事業体が負担する。

7-3 先遣調査隊*の派遣に係る費用負担

先遣調査隊の活動は、応援活動（応急給水・応急復旧等）の前提となる行為であるため、原則として受援水道事業体が負担する（表 7-1 参照）。

ただし、支部や水道事業体間の協定等において、別に定めがある場合はこの限りでない。

*令和7年3月改訂版より名称変更（旧）現地調整隊⇒（新）先遣調査隊

7-4 現地調整隊*・広域調整隊の派遣に係る費用負担

現地調整隊及び広域調整隊の派遣に要する旅費等の実費相当額は、原則として日本水道協会が全額負担する。

ただし、国又は都道府県等から非会員等に対する現地調整隊を派遣するよう要請があった場合は、会員水道事業体同様、現地調整隊を派遣できるものとするが、その際生じる費用等については、別途協議を行うものとする。

*令和7年3月改訂版より名称変更（旧）先遣調査隊⇒（新）現地調整隊

7-5 中継水道事業体・支援拠点水道事業体の費用

中継水道事業体や支援拠点水道事業体では、可能な限り特段の費用が発生しないよう留意する。やむを得ず費用が発生する場合には、関係する応援水道事業体や受援水道事業体と負担に関する合意調整を行うとともに、応援水道事業体や受援水道事業体の経費として精算が可能な費用（表 7-1 参照）に限定することが望ましい。

7-6 応急給水に係る費用精算

(1) 災害救助法の考え方

災害救助法による救助は、法定受託事務として都道府県知事が行い、市町村長がこれを補助することとされている。

このため、災害救助法第4条第1項第二号「飲料水の供給」につき、応援水道事業体の応急給水活動がこれに該当する場合、指定された区域（市町村）への応急給水に係る費用は、「救助を行った都道府県知事等の統括する都道府県等がこれを支弁する」（災害救助法第18条第1項）とされる（表7-2参照）。

なお、応急給水活動にかかる災害救助法関連規定については参考6を参照。

表7-2 災害救助法の概要（令和5年6月 内閣府防災資料）

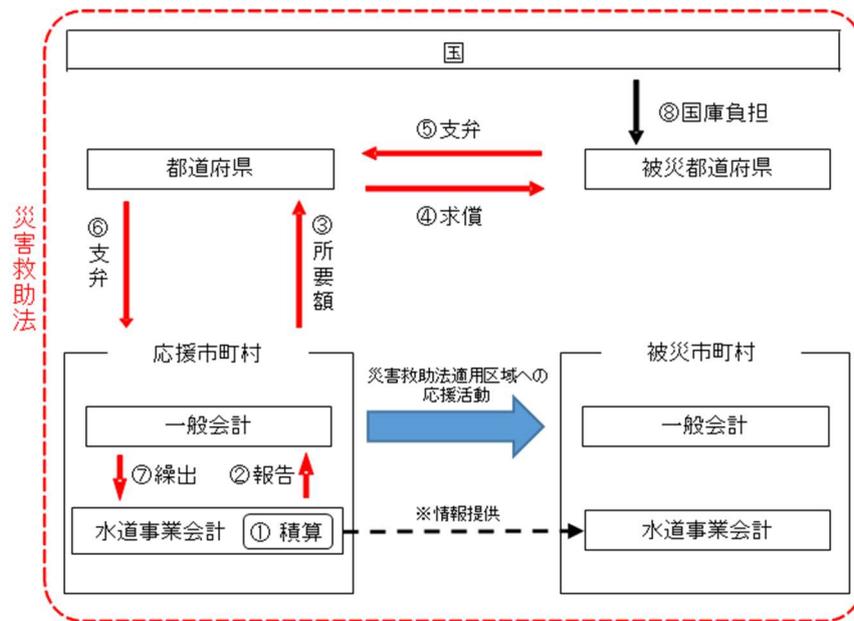
| | 一般基準 | 備考 |
|------|--|---|
| 対象者 | 災害により現に飲料水を得ることができない者 | |
| 救助期間 | 災害発生の日から7日以内 | |
| 対象経費 | ①水の購入費 ②給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費 ③浄水に必要な薬品又は資材費であって、当該地域における通常の実費 | ②機械：自動車、給水車、ポンプ等 器具：バケツ、ポリタンク、瓶等 ③薬品：ろ水器及び直接浄水するカルキ等 資材：ろ水器に使用するフィルター等 |

- ※ 救助期間については、7日間が通常であるが（一般基準）、期間を超えて飲料水の供給が必要な場合は、都道府県知事等は内閣総理大臣と協議の上延長することができる（特別基準）
- ※ 水道事業者が本来行うべき配水管の修理等や仮配管の設置費は認められない。同様に新たな水源を開発するボーリング調査や井戸さらいなどに要する費用も対象外である。
- ※ 「飲料水の供給」は、飲料用の水のみ供給とすべきであるが、やむをえない事情にある場合は、飲料用以外に利用された水も含めて、飲料に適した水の供給全体を法による飲料水の供給として差し支えない場合がある。
- ※ 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき供給される生活用水や防疫目的で使用される資材、薬品等は対象とならない。
- ※ 上表のほか、本法の対象とする救助事務費は、救助の事務を行うに要した経費（救助の実施期間内のものに限る。）及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費をいい、職員手当（時間外勤務手当等）、賃金、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、使用料及び賃借料、役務費（通信運搬費）、委託費とする。

(2) 災害救助法適用時の応急給水に係る経費の精算

災害救助法による費用精算の手続きについては、通常、図7-1のとおりであり、応援水道事業体は一般会計を通じて都道府県知事に費用支弁を求めることとなる。

また、災害救助法の適用期間内であっても同法に基づく支弁の対象外とされた費用や、災害救助法の適用期間外に発生した費用については、応援水道事業体と受援水道事業体の間で協議し、二者間にて直接費用を精算する（7-6(3)参照）。



【手続きの流れ】

- ① 応援水道事業体において応援に掛かった経費を積算する。
- ② 一般会計に対して応援に掛かった所要額を報告する。
- ③ 応援市町村が応援に掛かった所要額を報告する。
- ④ 応援市町村管轄の都道府県が所要額を取りまとめて被災都道府県に求償する。
- ⑤ 被災都道府県は求償額を応援市町村管轄の都道府県に支弁する。
- ⑥ 応援市町村管轄の都道府県は市町村に支弁する。
- ⑦ 一般会計から水道事業会計へ繰出しを行う。
- ⑧ 被災都道府県には最終的に国庫負担がされる。

※応援水道事業体から受援水道事業体への【情報提供】は、災害救助法に規定された手続きではないが、情報疎通の円滑化のため、応援水道事業体及び受援水道事業体間であらかじめ積算額等を情報共有することが望ましい。

図 7-1 災害救助法による費用精算の手続き

(3) 災害救助法が適用されない場合等の応急給水に係る経費の精算

「(発生した災害について) 災害救助法が適用されない場合の経費」、「災害救助法が適用されたものの支弁対象外とされた経費」又は「災害救助法の適用期間外に行った活動に係る経費」については、応援水道事業体、受援水道事業体間で協議し、二者間にて直接費用を精算する。(図 7-2 参照)。



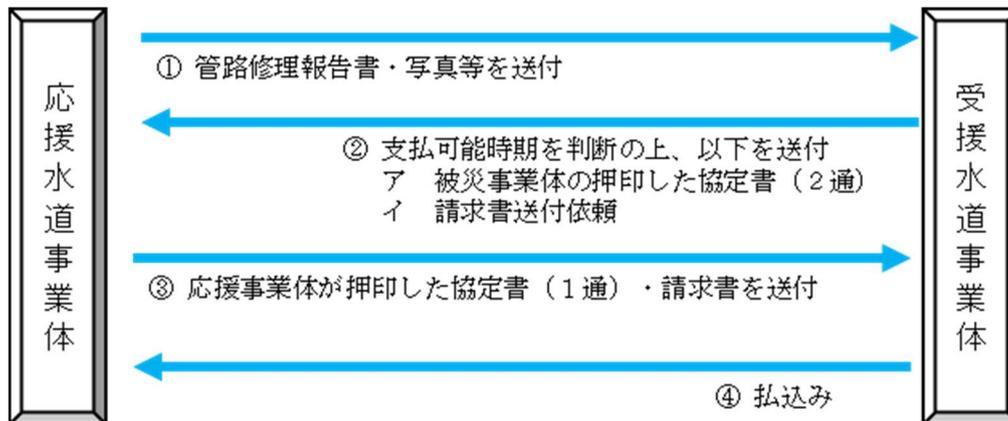
図 7-2 災害救助法が適用されない場合等の費用精算の手続き

7-7 応急復旧に係る経費の精算

(1) 応急復旧に係る経費の精算

応急復旧に係る費用精算の手続きについては、通常、**図 7-3** のとおりとなる。

応急復旧に関する工事について経費負担の根拠となる協定を締結し（既存の協定に負担区分が定められている場合、新たな協定の締結は不要）、応援水道事業体は費用負担区分に沿って受援水道事業体へ費用を請求する（**様式 12, 13** 参照）。



【手続きの流れ】

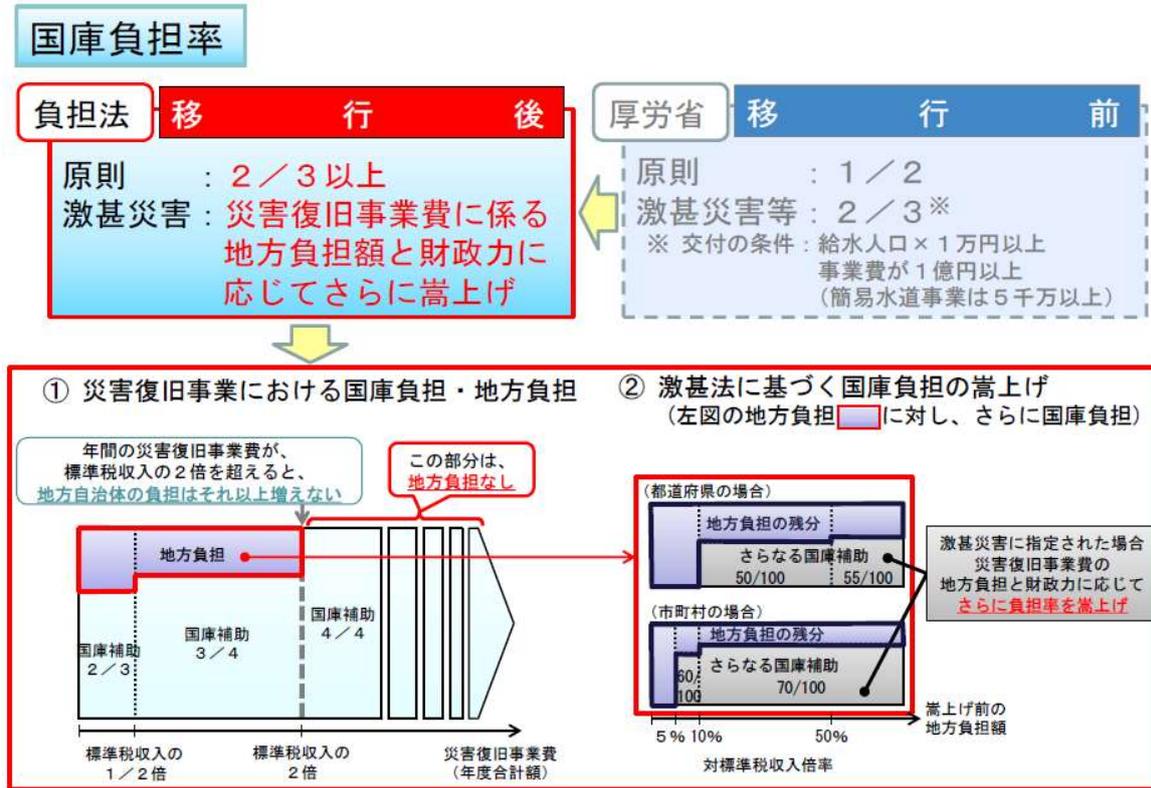
- ① 応援水道事業体が管路修理報告書 (**様式 23**) と写真等を受援水道事業体に送付する。
- ② 受援水道事業体は支払可能時期を判断の上、押印した協定書 2 通 (**様式 12**) と請求書送付依頼を応援水道事業体に送付する。
- ③ 応援水道事業体が押印した協定書 1 通と請求書 (**様式 13**) を受援水道事業体に送付。
- ④ 受援水道事業体は請求書に基づき支払いを行う。

図 7-3 応急復旧に係る費用精算の手続き

(2) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に係る国庫補助

令和 6 年 4 月 1 日以降に被災した水道施設の災害復旧事業は、河川、道路、下水道等と同じく「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」が適用される。

被災水道事業体は災害査定を受け採択されると、同法に規定される割合で国庫補助を受けることができる（**図 7-4** 参照）。



- ※ 同法の対象となる施設は、「水道法に規定する水道施設又は一般の需要に応じて水を供給する給水人口が50人以上100人以下である水道（飲料水供給施設）のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設もしくは配水施設」である（法律補助）。
- ※ この他、大規模災害時には、査定設計委託費、漏水調査、給水施設（配水管から分岐して最初の止水栓の間）の復旧費についても、要綱により措置される（予算補助）。
- ※ 災害査定の実施時期については、「災害復旧の迅速化・円滑化に向けた取り組みについて」（平成19年3月15日付け国土交通省防災課防災調整官事務連絡）において、「災害査定の実施時期は、被災後2ヶ月以内に実施することを原則とし遅くとも3ヶ月以内に実施できるように努める」とされている。
- ※ 災害査定の手続き等については、p.72「2-6 災害査定用資料作成の手順」参照。

図 7-4 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の概要

(3) 地方債措置

地方公営企業災害復旧事業債では、すべての公営企業に係る災害復旧事業に要する経費を対象としている。

なお、地方公営企業災害復旧事業債の元利償還金に係る一般会計繰出金の1/2を特別交付税へ算入することができる（**図7-5**参照）。



図7-5 災害復旧事業債と地方交付税措置

(4) 地方交付税措置

道府県分及び市町村分に係る特別交付税の算定にあたり、「災害復旧事業に要する経費の財源に充てるために借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の財源に充てるため当該年度中に一般会計から上水道事業会計に繰り入れた額に0.5を乗じて得た額」が算入額として認められることとなる（特別交付税に関する省令第2条第1項第1号表第8号及び第3条第1項第3号イの表第9号）。

ただし、道府県及び地方自治法第252条の19第1項の指定都市にあつては財政力指数によって、算入額が異なる。

なお、同条により特別交付税の基礎額に算入することができる事業体は、次のいずれかに該当する場合に限る。

① 高料金上水道事業

前々年度の決算における有収水量1^m当たりの給水原価が272円以上で、かつ、有収水量1^m当たりの資本費が148円以上である上水道事業（令和6年度）

② 激甚災害により被災した上水道事業（道府県及び指定都市を除く。）

激甚な災害が発生した年度の料金収入見込額の概ね20%以上に相当する被害を当該激甚な災害により受けた事業又は激甚な災害が発生した年度の翌年度以降5事業年度中に発生することが見込まれる利益の総額をもって補てんすることができない損失を伴う被害を当該激甚な災害により受けた事業

③ 財政再建団体

地方公営企業法の規定に基づき財政の再建が行われている事業

7-8 応急給水・応急復旧費用に対するその他の財政措置

都道府県補助や災害の規模によっては特別に補助要綱等が策定されたり、地方財政措置等が図られることがある。

応援水道事業体が国や地方公共団体等から応援に要した費用の補填を受けた場合には、応援費用総額から補填額を差し引いた残りの額を受援水道事業体の負担とする。

国による財政措置を**表 7-3**に示す。

表 7-3 災害時における財政措置一覧

| 経費区分 | 措置先 | 関係省府 | 根拠法令等 | 措置財源 | 比率 | 備考 |
|------|------------------|-------|--|----------------------|---|--|
| 応急給水 | 被災都市 (一般会計) | 内閣府 | 災害救助法 第18条 | 都道府県等 が支弁 | 応援に要した費用全額 (ただし、適用対象外経費 等を除く) | <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法第67条に基づく応援要請が必要 ・法律上想定されている経費の範囲は、災害発生の日から7日以内 (旧厚生省告示H12-3-31告示第144号による) ・救助の事務を行うのに必要な費用も対象となる ・都道府県が負担した費用については、その費用が100万円以上の場 合、災害救助法第21条により普通税収入見込みに応じて都道府県 に対する国庫補助有り 普通税収入見込みの ア 2/100以下の部分 ⇒ 50/100 イ 2/100を超え4/100以下の部分 ⇒ 80/100 ウ 4/100を超える部分 ⇒ 90/100 |
| | 応援都市 (一般会計) | 総務省 | 特別交付税に 関する省令 | 特別交付税 | 調査額×8/10 | ・被害を受けた都道府県又は市町村の要請等により行った応援等につ いて、一定の基準により算定した額 |
| 応急復旧 | 被災都市 (水道事業会計) | 国土交通省 | 公共土木施設災害復旧事業費 国庫負担法 | 国庫補助金 (法律補助) | 原則 : 2/3以上 激甚災害 : 地方負担額と財 政力に応じて嵩 上げ | 対象施設 : 水道法に規定する水道施設又は一般の需要に応じて水を 供給する給水人口が50人以上100人以下である水道(飲 料水供給施設)のための取水施設、貯水施設、導水施 設、浄水施設、送水施設もしくは配水施設 |
| | 被災都市 (水道事業会計) | 国土交通省 | 令和6年能登半島地震による 災害に係る水道施設等の災害 復旧費 補助金交付要綱 能登半島地震 (令和6年1月) | 国庫補助金 (予算補助) | 1/2 | イ. 大規模災害時における水道施設の災害復旧において、災害査定を 受けるための設計書等の作成費用(測量・設計費)を補助する査 定設計委託費 ロ. 大規模災害時における漏水調査要綱記載の水道施設ならびに飲料 水供給施設における導水管、送水管、配水管等の管路の災害復旧 事業を実施する際に、被災の事実や被災の状況を確認するため に行うもののうち請負に係るもの ハ. 給水施設(配水管から分岐して最初の止水栓の間)の復旧費 (a) 地方公共団体が、配水施設等と水圧管理上一体的な関係にある 給水の施設の復旧事業を行うものであること (b) 当該給水の施設の復旧事業が行われなければ、配水池等の災害 復旧の効用が発揮できない場合であること |
| | 被災都市 (水道事業会計) | 総務省 | 「地方債同意等基準」等 | 地方公営企 業等 災害復旧債 | 国庫補助金控除後 の事業費全額 | |
| | 被災都市 (一般会計) | 総務省 | 特別交付税に 関する省令 | 特別交付税 | 災害復旧事業費元利償還金 ×1/2 | ・高料金対策事業に該当する団体等において、元利償還金について一 般会計からの繰り入れがあった場合、都道府県及び市町村に対し特 別交付税措置有り(1/2) |